

「(仮称) 杉並区事前復興まちづくり方針」の 策定に向けた取組について

被災後の迅速かつ計画的な都市復興に備えるため、「(仮称) 杉並区事前復興まちづくり方針」の策定に向け、以下のとおり取り組むこととしましたので、報告いたします。

1 方針策定に向けた基本的な考え方

- 区民意見を踏まえながら、都市復興の理念や目標、手順などを示す方針を発災前に策定し、区民と復興後のまちの将来像を共有しておくことにより、発災後の区と区民との協働による迅速な都市復興を進めることを目的とする。
- 発災後 2 週間以内に策定する「都市復興基本方針」の方向性を示すとともに、「杉並区震災復興マニュアル」との整合を図る。

2 方針に盛り込む内容

- 「都市復興基本方針」で定めるべき主な項目である「理念」、「目標」、「手順（期間）」、「市街地復興対象区域」、「市街地復興地区区分」及び「土地利用方針」の 6 項目のうち、発災前にも策定が可能な「理念」、「目標」及び「手順（期間）」の 3 項目を盛り込むこととする。
- なお、方針に盛り込まない項目については、その考え方等について記載することで、発災後の復興まちづくりの検討を円滑に行えるようにする。

3 方針策定に向けた取組

- 令和 7 年 9 月に実施予定の聴く・オフ・ミーティングを起点として、方針案の作成までに計 3 回の区民向け説明会及び意見交換会を開催するなど、多くの区民との対話を重ねることで、得られた意見を方針案の内容へ適切に反映する。
- 方針の内容や取組の進め方に関して、学識経験者等からの助言を得ることで、より広い視野に立った、区民が理解しやすい方針案を作成する。
- 方針案について「杉並区自治基本条例」に基づく、区民等の意見提出手続を経た後、方針を策定する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年	9 月	聴く・オフ・ミーティングの開催
	11 月～	区民向け説明会及び意見交換会の開催
令和 8 年	9 月	方針案に対する区民等の意見提出手続の実施
	12 月	方針策定